

社団法人 沖縄県作業療法士会 定款比較表(現行定款～第2次案)

1. 法人移行の取り組み

- H20. 12. 1 : 5年以内で法人を移行するかの検討を理事会で始める。
- H21. 10. 20 : 理事会に高良誠氏(有限会社総合マネージメント)を招いて法人移行についての勉強会を行う。
- H22. 10. : 法人移行担当として知花貞幸・大濱学を任命。
- H22. 11. : 県士会広報誌に法人移行関連記事(第1弾)を掲載。
- H22. 2. : 県士会広報誌に法人移行関連記事(第2弾)を掲載。
- H23. 3. 19 : H22年度後期総会において、理事会の意向として一般社団法人を検討している事を説明。
今後総会にて法人種別の選択を議案として提案していくことの承認を得る。
- H23. 5 : 県士会広報誌に法人移行関連記事(第3弾)を掲載。
- H23. 6. 11 : H23年度前期総会において、理事会の意向として一般社団法人を検討している事を説明。
- H23. 6. 16 : 法人移行準備強化の為法人移行準備委員(比嘉靖・矢野俊恵・桑江良貴・知花貞幸・大濱学・久貝明人)を結成し、第1回ミーティングを行う。
- H23. 7. 12 : 法人移行準備委員会第2回ミーティング。
- H23. 7. : 県士会広報誌に法人移行関連記事(第4弾)を掲載。
- H23. 8. 3 : 法人移行準備委員会第3回ミーティング。
- H23. 8. 30 : 新定款(第1次案)をホームページへ掲載。
- H23. 9. 8 : 法人移行説明会(北部地区: ノーブルクリニックやんばる)。
- H23. 9. 14 : 法人移行説明会(中部地区: 沖縄リハビリテーションセンター病院)。
- H23. 9. 17 : 法人移行説明会(宮古地区: 宮古病院)。
- H23. 9. 18 : 法人移行説明会(八重山地区: 八重山病院)。
- H23. 9. 22 : 法人移行説明会(那覇地区: オリブ山病院)。
- H23. 9. 28 : 法人移行説明会(南部地区: 豊見城中央病院)。
- H23. 10. 25 : 新定款(第2次案)作成。
- H23. 10. 27 : 新定款(第2次案)および定款比較表をホームページへ掲載。

2. その他: 定款作成参考資料等

- ・日本作業療法士協会新定款
- ・公益法人 information(国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト)
- ・「公益認定を受けるための新公益法人の定款作成の実務」(TKC 出版)

県士会現行定款	新定款(第1次案)	新定款(第2次案)
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、社団法人沖縄県作業療法士会という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目 373-1 沖縄県総合福祉センター内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、作業療法士の学術技能の研鑽及び人格資質の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって県民医療の質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 作業療法の学会、研修会、講習会等の開催 (2) 作業療法の調査研究 (3) 作業療法の刊行物の発行 (4) 作業療法の普及指導 (5) 作業療法士の教育の向上 (6) 作業療法士の社会的地位の向上 (7) 内外関係団体との提携交流 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(会員の種別) 第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県作業療法士会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を沖縄県那覇市に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって県民の健康と福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 作業療法の学術の発展に関する事業 (2) 作業療法士の技能の向上に関する事業 (3) 作業療法の有効活用の促進に関する事業 (4) 作業療法の普及と振興に関する事業 (5) 内外関係団体との提携交流に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項に定める事業は、沖縄県において行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(法人の構成員) 第5条 この法人に、次の会員を置く。 (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和4</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県作業療法士会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を沖縄県那覇市に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって県民の健康と福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 作業療法の学術の発展に関する事業 (2) 作業療法士の技能の向上に関する事業 (3) 作業療法の有効活用の促進に関する事業 (4) 作業療法の普及と振興に関する事業 (5) 内外関係団体との提携交流に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項に定める事業は、沖縄県において行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(法人の構成員) 第5条 この法人に、次の会員を置く。 (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和4</p>

<p>(1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定による作業療法士の免許を有し、社団法人日本作業療法士協会正会員である者で、沖縄県内に居住又は沖縄県内において勤務し、この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助するために入会した個人又は法人</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。</p> <p>3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 禁治産者若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき</p> <p>(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき</p> <p>(4) 除名されたとき</p> <p>(退会)</p> <p>第9条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 会員は、次のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。</p>	<p>0年法律第137号)第3条による作業療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同し、尚且つ日本作業療法士協会員である者</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は法人</p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p>	<p>0年法律第137号)第3条による作業療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同し、尚且つ日本作業療法士協会員である者</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は法人</p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p>
---	---	---

<p>(1) 死亡又は解散したとき (2) 正会員にあっては、第5条第1号に規定する免許を取り消されたとき</p> <p>(除名) 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。</p> <p>(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき (2) 会費を3年以上滞納したとき</p> <p>2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁解する機会を与えなければならない。</p> <p>(搬出金品等の不返還) 第11条 会員が既に納入した会費その他の搬出金品は、返還しない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員の種類及び員数) 第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 6名以上、10名以内(会長、副会長、常務理事を含む) (4) 監事 2名</p> <p>(役員を選任) 第13条 理事及び監事は、正会員のうちから総会において選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(役員職務)</p>	<p>(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の支払義務を在籍した年度の事業年度終了日までに履行しなかったとき (2) 第5条第1号に規定する<u>免許</u>を失ったとき (3) 総会員が同意したとき (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき</p> <p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(構成) 第11条 総会は、会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p> <p>(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 事業計画書及び収支予算書の承認 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法人法又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了月及び終了後3箇月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第14条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を</p>	<p>(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の支払義務を在籍した年度の事業年度終了日までに履行しなかったとき (2) 第5条第1号に規定する<u>条件</u>を失ったとき (3) 総会員が同意したとき (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき</p> <p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(構成) 第11条 総会は、会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p> <p>(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 事業計画書及び収支予算書の承認 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法人法又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了月及び終了後3箇月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第14条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を</p>
---	---	---

<p>第14条 会長は、この法人を代表し、業務を総轄する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。</p> <p>3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、常務を分担処理する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。</p> <p>5 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の会計を監査すること</p> <p>(2) 理事の業務執行状況を監査すること</p> <p>(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は沖縄県知事に報告すること</p> <p>(4) 前号の報告をするために必要のあるときは、総会若しくは理事会の招集を、請求すること</p> <p>(役員任期)</p> <p>第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでには、前任者がその職務を行わなければならない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第16条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときには、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。 この場合において「会員」とあるのは「役員」と、</p>	<p>有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 総会の議長は、当該総会において出席した会員の中から選出する。</p> <p>(議決権)</p> <p>第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。</p> <p>(代理及び書面による議決権の行使)</p> <p>第18条 総会に出席できない会員は、他の会員による代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。</p> <p>2 他の会員を代理人として議決権を行使する場合は、総会に出席する他の会員に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>3 書面により議決権を行使する場合は、会員は、</p>	<p>有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 総会の議長は、当該総会において出席した会員の中から選出する。</p> <p>(議決権)</p> <p>第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。</p> <p>(代理及び書面による議決権の行使)</p> <p>第18条 総会に出席できない会員は、他の会員による代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。</p> <p>2 他の会員を代理人として議決権を行使する場合は、総会に出席する他の会員に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>3 書面により議決権を行使する場合は、会員は、</p>
---	---	---

<p>「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。</p> <p>(報酬) 第17条 役員は、無報酬とする。ただし、執務に要する実費は弁償することができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(総会の種別) 第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(総会の構成) 第19条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(総会の権能) 第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。</p> <p>(総会の開催) 第21条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき</p> <p>(総会の招集) 第22条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、総会を招集するときは、総会の構成員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも</p>	<p>総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。</p> <p>(議事録) 第19条 総会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員等</p> <p>(役員の設定) 第20条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上10名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうちを会長(1名)、副会長(2名以内)を置き、会長以外の理事を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事(代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(役員を選任) 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定</p>	<p>総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。</p> <p>(議事録) 第19条 総会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員等</p> <p>(役員の設定) 第20条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上10名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうちを会長(1名)、副会長(2名以内)を置き、会長以外の理事を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事(代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(役員を選任) 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定</p>
--	---	---

<p>開催日の7日前までに通知しなければならない。</p> <p>3 会長は、前条第2項に基づく請求があったときには、その請求があったときから30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第25条 総会の議事は、この定款に特別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(総会の書面による表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 正会員の現在員数</p> <p>(3) 総会に出席した正会員の数及び氏名(団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること)</p> <p>(4) 開催目的、審議事項及び議決事項</p>	<p>款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>4 会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事については、再任を妨げない。</p> <p>5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任</p>	<p>款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>4 会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事については、再任を妨げない。</p> <p>5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任</p>
--	--	--

<p>(5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した正会員の中から、選任された議事録署名人2名以上の署名捺印を得なければならない。 3 議事録は、会長がこれを保存する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 理事会</p> <p>(理事会の構成) 第28条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(理事会の権能) 第29条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p> <p>(理事会の種類及び開催) 第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。 2 通常理事会は、毎年2回開催する。 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき</p> <p>(理事会の招集) 第31条 理事会は、会長が招集する。 2 会長は、理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前ま</p>	<p>することができる。</p> <p>(役員の報酬等) 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成) 第27条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限) 第28条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(招集) 第29条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(議長) 第30条 理事会の議長は、会長とする。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。</p> <p>(決議) 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>することができる。</p> <p>(役員の報酬等) 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成) 第27条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限) 第28条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(招集) 第29条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(議長) 第30条 理事会の議長は、会長とする。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。</p> <p>(決議) 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
---	--	--

<p>でに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮できる。</p> <p>3 会長は、前条第3項第2号又は第3号に基づく請求があったときには、その請求があったときから14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>(理事会の議長) 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(理事会の定足数等) 第33条 理事会には、第25条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これら条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成) 第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 資産から生ずる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p> <p>(資産の管理) 第35条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定めるところによる。</p> <p>(経費の支弁) 第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>4 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については適用しない。</p> <p>(議事録) 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 財産及び会計</p> <p>(事業年度) 第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>4 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については適用しない。</p> <p>(議事録) 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 財産及び会計</p> <p>(事業年度) 第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。</p>
---	--	--

<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第37条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 正味財産増減計算書</p> <p>(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くものとする。</p> <p>3 定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。</p> <p>4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅延なく、公告しなければならない。</p>	<p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 正味財産増減計算書</p> <p>(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くものとする。</p> <p>3 定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。</p> <p>4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅延なく、公告しなければならない。</p>
<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第39条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け総会の議決を経て、毎会計年度終了後3月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。</p> <p>(会計区分)</p> <p>第40条 この法人は、事業遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第41条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を沖縄県知事に届け出るとともに、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始</p>	<p style="text-align: center;">第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の処分制限)</p> <p>第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の処分制限)</p> <p>第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>

<p>まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第43条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び事務職員若干名を置くことができ、会長が任命する。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可があったときに解散する。</p> <p>2 この法人が解散のときに存する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第46条 この定款に定めるもののほか、この法人運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経</p>	<p style="text-align: center;">第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第40条 この法人の公告は、<u>官報に掲載する方法により行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">第10章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第41条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。</p> <p>2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第42条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第40条 この法人の公告は、<u>事務局の公衆の見やすい場所に掲示する</u>。</p> <p style="text-align: center;">第10章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第41条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。</p> <p>2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第42条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>
--	---	---

<p>て、会長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この定款は、沖縄県知事の設立許可のあった日から施行する。 2. この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。 3. 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成16年3月31日までとする。 4. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。 5. この規則は、平成17年1月11日から一部改正により施行する。(第1章総則、第2章会員、第3章役員) 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 第21条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は比嘉靖とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 第21条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は比嘉靖とする。
--	---	---